

学校いじめ防止基本方針

大阪府立市岡高等学校
令和2年4月1日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、従来より人権教育推進委員会の重点目標に「安全で安心な学校作りの推進」「課題を抱えた生徒への支援」を掲げて、すべての生徒が安全で安心な学校生活が送れるように、いじめ、差別、セクシャルハラスメントなどの人権諸問題の予防及び生じた事象への適切な対応をおこなうとともに、さまざまな課題を抱えた生徒の情報を教職員間で共有することに努めてきたところではあるが、この機会に、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、そうした具体的な方策について改めて検討をおこない、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・Line、Twitter、Facebook、mixiなどのSNSでの誹謗中傷、プライバシーの侵害、仲間はずれ、グループ内での無視、悪口を書きこまれる、嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。またスクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

いじめ防止及び対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭（委員長）、首席、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、養護教諭、生徒支援委員長、人権教育推進委員長（いじめに関するアンケート）

(3) 役割

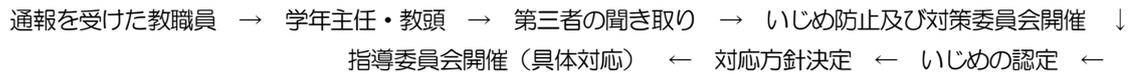
ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ いじめの未然防止と年間計画の企画・実施

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

ウ いじめの認定と指導方針の検討



・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるかの否かの判断を行う役割

・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

エ 教職員の資質向上のための校内研修

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が当該生徒の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立市岡高等学校 いじめ防止年間計画				
月	1 年 次	2 年 次	3 年 次	学 校 全 体
4 月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードにより生徒状況集約 総探(コミュニケーショントレーニング)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 総探(コミュニケーショントレーニング)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 総探(コミュニケーショントレーニング)	第1回いじめ防止及び対策委員会(年間計画の確認) 全学年の生徒・保護者への相談窓口周知 PTA 総会での学校いじめ防止基本方針の趣旨説明 いじめに関するアンケート(人権教育推進委員会)
5 月				
6 月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	
7 月	夏期休暇中の懇談・面談	夏期休暇中の懇談・面談	夏期休暇中の懇談・面談	第2回いじめ防止及び対策委員会(アンケート結果分析)
9 月	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	
10 月		修学旅行(ともに学ぶ喜びを分かち)		第3回いじめ防止及び対策委員会(アンケート結果分析)
11 月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」	
12 月	冬期期間中の懇談・面談	冬期期間中の懇談・面談		第4回いじめ防止及び対策委員会(総括)
1 月				
2 月				
3 月			卒業式	

(*総探…「総合的な探究の時間」)

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

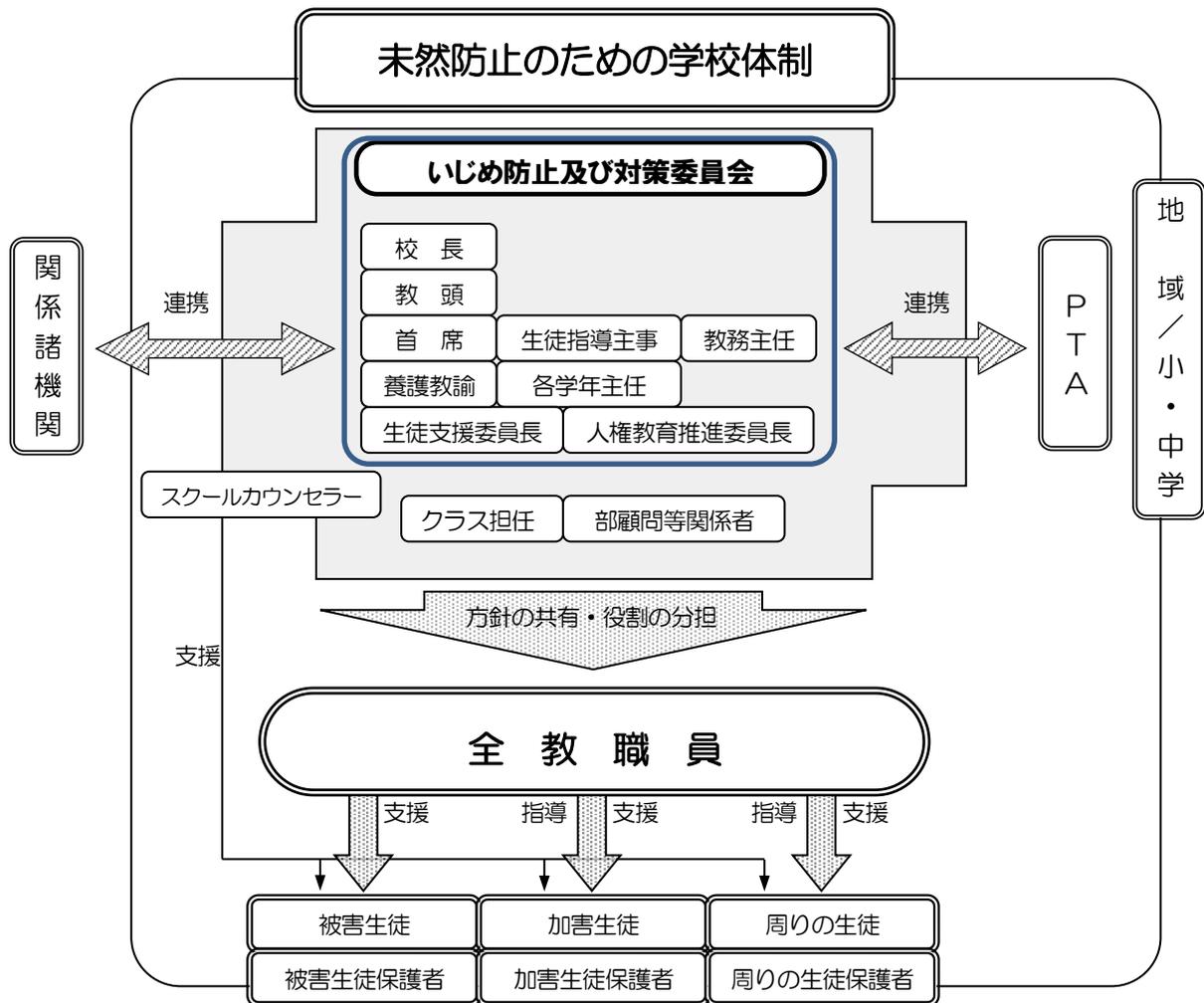
いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止対策委員会を年4回開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科や特別活動、総合的な学習時間等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

それを支えるためにも、全教職員が取り組む体制をめざし、つくらねばならない。



また、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送れるように学校独自に考え検討された未然防止策も含めて、いじめの防止・根絶に取り組む必要がある。

2 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての理解を深めるため、教職員に対して相談窓口の協力や生徒情報の共有化を進めるとともに、生徒に対しては相談窓口の周知や面談の機会をつくるのが大切である。
- (2) いじめに向かない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。実現のためには、能力改善のプログラムを総合学習や人権HRを通じて行うのが妥当である。コミュニケーション能力が高まれば、ストレスに適切に対処することも可能となり、いじめ防止に寄与するものとなる。

- (3) いじめ防止のためには、以下のような点も配慮すべきである。わかりやすい授業づくりをすすめ、授業に集中できる環境を大切にすること、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりをすすめ、生徒のよろこびやかかやきが増す環境をめざすこと、などである。
- (4) 生徒の心の安定には、自己有用感や自己肯定感がなくてはならないものである。生徒の間における安定だけでなく、教職員との関係においても安定が求められる。不適切・不用意な言動で、心を閉じさせたり反発させたりすることのないよう指導上の配慮が大切である。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組むためには、共感性の高い教材の開発とそれによる学習が必要である。さらに、相手の気持ち、立場を理解しようとする参加型のプログラムが求められる。

第2章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性をみたとき、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの強まりと執拗さを恐れたりするその被害事実を訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、特に隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

教職員にあっては生徒が示すわずかな変化や危険な兆候、救いを求める信号など見逃さないことが必要であり、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、おもてに出ていないいじめの構図に気づく深い洞察力が求められている。

また、教職員は積極的に生徒の情報を交換したり共有化することを通じて、よりよい生徒集団をつくることに一歩踏み出す行動力と、さらにその支援体制となる教職員集団の対応する力量も高めていかなければならない。

2 いじめ早期発見のための措置

- (1) 早期発見のためには、定期的にアンケートを実施することやいじめ相談の窓口を常にオープンにしておくことが必要である。
- (2) 保護者との連携・協力を密にするとともに、生徒が安心して学校生活を送れているかを継続的に見守る体制をつくる。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくりのためにも日常的に生徒の情報を共有化することが必要である。
- (4) いじめに関する相談の体制が機能するように相談窓口を広く周知するとともに、寄せられた相談の検討・評価を行うなど体制が機能しているか定期的に点検する。
- (5) 教育相談で得た生徒の個人情報の取扱いについては適正に行う。

第3章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握して指導にあたることも、再発防止に欠かせない。近年の事象では、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、いじめにあつて相手の痛みを感じることや、好意の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。そのため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔いて相手に謝罪する気持ちに至るような継続した取り組みが必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復をつかむきっかけになると考える。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わる。生徒や保護者からの相談や訴えがあったりした場合、真摯に対応する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに、担任や学年主任、分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有化する。その後はいじめ防止及び対策委員会が中心となって事実確認を行う。
- (3) 教育委員会への報告
事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめの内容が犯罪行為に該当するものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守る立場から所轄警察署と相談して、対応を検討する。

3 いじめられた生徒・保護者への支援

- (1) いじめられた寄り添い支える体制をつくる。
- (2) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て行う。
- (3) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

4 いじめた生徒への指導、その保護者への助言

- (1) 速やかに、いじめを止めるとともに、いじめたとされる生徒からも事実関係を聴き取る。その際個別に行うなどの配慮を要する。
- (2) 事実関係の聴取後は、いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体および財産を脅かす行為で、あってはならないことを理解させる。また、自らの行為の責任を自覚させる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 自分の問題
いじめに関わった生徒に対して正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた側のつらさ、悔しさ、さらに心の悩みへの共感や行動の変容をうながす。
また、いじめを見ていたり同調していた「観衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」に対しても、その行為がいじめを受けた側の苦痛ばかりか、孤独感や孤立感をも強めるものであることを理解させる。
- (2) 学校の課題
被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、すべての生徒が、互いを認め合い尊重しあう集団をめざす。地域・家庭等の背景も理解しより安心して学校生活を送れるように配慮する。その際スクールカウンセラーとも連携する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) 不適切な書き込みがあれば、学校としての確認、印刷・保存するとともに対応を協議し聴き取りなど必要な措置をとる。
- (2) 当該生徒・保護者への精神的ケアを重視するとともに必要があれば関連する外部機関とも連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進め、その学習および機会をもつ。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安）
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に深く観察を行う。

第4章 その他

必要な事項について随時、検討し改廃するものとする。

学校いじめ防止基本方針を平成26年2月1日より実施し、加筆・修正を加えつつ平成26年4月1日より本格実施する。

平成29年5月26日 改定

令和2年4月1日 改定